

創立のころ

日本福祉大学名誉教授 浅賀ふさ

鈴木修学初代学長先生から御誘いをうけた時私は厚生省児童局に勤いていました。占領中に制定された児童福祉法をつくる仕事が主でした。その中で私達が主張し、一応とりいれられた二つの点は消極的な救済だけでなく、すべての児童の人権保障ということと、児童福祉司という日本には新しい職種に専門資格者を任用することでした。然しその頃は社会福祉の専門教育機関は東京に一校あるだけ、やがて大阪に短大ができましたが、社会福祉専門職員の資格条件は未だ莫然として、なきに等しく、善意のある人ならば誰れでもよいと考える人々も多かった時代でしたが、教育された専門家の仕事だという理解が生まれ始めたのもその頃で、その声は追々高まって行きました。名古屋に中部社会事業短大設立が計画されたのは、ちょうどどのようないい時代の要求に応えたもので、我国で三番目にできた社会事業短期大学として、二十五年前に誕生しました。

最初に集まつた人達は八十名の一クラス、先生の数も少なく、建物なども不備でした。私もアメリカの大学院で社会事業の勉強をして来ましたが、日本で社会福祉専門職員をつくる教育の側に立つては自信がなく、現場で働くソーシャル・ワーカーにまず必須のケースワークの知識と技術を必死になつて学生に伝えることで精一杯でした。これは人間理解と問題をもつ人間の立場から社会を見るという点で自身にも良い勉強になりました。このころの想い出で一番心に残るのは学生一人一人と親密な接觸ができたことで、学生の方からも研究室をよく訪ねて来て人生観を語りあつたこともありました。ことに社会福祉の大学ができたことに驚きと喜びを表明しながら、何故自分がこの大学を希望したか、身内に障害者があつたり、家庭が冷たくて、何かを求める心を訴える人もあり、話しあいの中で学生の自己洞察を援助したこともありました。卒業論文は短大生にとって重荷であつたらしく、論題がなかなかきまりませんでした。八十名足らずの学生一人一人に会つて、めいめいの関心のある処を引出す話し合いの中から、身近な問題、例えば家庭の中に存在する封建制とか家族関係の問題、虚弱児・障害児等の問題にしぼつて論題をきめることができました。夕日のさす部屋で話しあつたあの頃の学生達は、今は職場で中堅的存在となつて居られることでしょう。

伊勢湾台風の被害地へ
救援にむかう浅賀先生

